

# 避難行動要支援者の避難支援について

市では、災害対策基本法に基づき、高齢者や身体の不自由な方などのうち、災害発生時や災害発生のおそれがあるときに、自力で避難することが困難で避難支援が必要な方の情報を記載した**避難行動要支援者名簿**を作成しています。

本人の同意に基づき、平常時から名簿に記載された情報を自治会や民生委員などの避難支援等関係者へ提供することで、日ごろの見守り活動や防災訓練、災害発生時等の安否確認・避難支援などに役立てられます。

## 避難行動要支援者名簿記載対象者

次の①～⑤のいずれかに該当する方。社会福祉施設や医療機関等に入所・入院している方は対象となりません。

- ① 要介護3以上と認定された方
- ② 身体障害者手帳1級または2級の方
- ③ 療育手帳A1またはA2の方
- ④ 精神保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 上記に準ずる状態にある方

※⑤に該当する方は申請が必要です。

## 避難支援の流れ

### 大田原市



#### ① 避難行動要支援者名簿の作成

市で保有する要介護者、障害者等の情報から名簿を作成します。

#### ② 避難行動要支援者名簿情報外部提供同意確認書の送付

名簿情報を避難支援等関係者に提供してよいか、ご本人の意思を確認します。

#### ③ 同意確認書の返送

避難行動要支援者名簿に登録されている方に対し、名簿情報の外部提供について、同意の意思確認を行います。

※同意された方に対し、後日、個別避難計画の作成に関する通知を送付します。

自力での避難が困難なため支援が必要な方



### 避難行動要支援者

#### ④ 同意を得られた方の名簿情報の提供

以下の避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

- 自治会
- 民生委員
- 大田原警察署
- 大田原消防署
- 社会福祉協議会

※市は、災害発生時や災害発生のおそれがある場合、同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することができます。〔災害対策基本法 第49条の11第3項〕



#### ⑤ 平常時・災害時の支援

平常時は見守り活動や避難訓練の実施など、災害発生時や災害発生のおそれがあるときは、避難支援や安否確認などを行います。

### 避難支援等関係者

(自治会・民生委員など)



#### 【注意事項】

- 名簿情報の外部提供に同意することにより、避難支援者(地域住民等)から災害発生時等における避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身やその家族などの安全が前提となるため、同意によって、災害時の支援が必ずなされることを保証するものではありません。
- 自分の身は自分で守るという心構えと、災害への備えも忘れないようにしてください。また、避難支援者は、災害時等の避難支援についての法的な責任や義務を負うものではありません。

## 避難行動要支援者名簿に記載される事項について

**避難行動要支援者名簿**に記載される事項については、災害対策基本法第49条の10第2項で以下のとおり定められています。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦上記のほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項



災害発生時や災害発生のおそれがあるときは、これらの名簿情報をもとにして、避難支援等関係者による避難支援や安否確認が行われます。

また、名簿情報の外部提供に同意をいただいた場合は、平常時の自治会や民生委員等による見守り活動や地域で防災訓練を実施する際などに名簿情報が役立てられます。

なお、災害発生時には、名簿情報の外部提供に関する同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に対し、必要に応じて名簿情報が提供されます。

### ★避難支援者等関係者の例

警察機関、消防機関、医療機関、福祉関係機関、自治会、民生委員、見守り隊、消防団、自主防災組織など

## 個別避難計画の作成について

『避難行動要支援者名簿情報外部提供同意確認書』で同意をいただいた方に対し、後日、**個別避難計画**を作成するための案内通知を送付します。

**個別避難計画**とは、避難行動要支援者ひとりひとりの避難支援に必要な具体的な情報を記載したもので、記載事項については、災害対策基本法第49条の14第3項で以下のとおり定められています。

- ①避難行動要支援者名簿記載事項(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等)
- ②避難支援者・団体名、住所・所在地、電話番号
- ③避難施設・避難場所、避難路・避難経路に関する事項
- ④上記のほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

**個別避難計画**の取り扱いについては、**避難行動要支援者名簿**と同様に、本人の同意に基づき、平常時の防災活動等に役立てられます。また、災害時は同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に対し、必要に応じて情報が提供されます。

## 個人情報の取り扱いについて

避難行動要支援者避難支援制度に携わる人には、災害対策基本法によって守秘義務が課せられており、避難行動要支援者に関して知り得た秘密について、正当な理由がなく漏らしてはならないことが定められています。

### 避難行動要支援者名簿・避難個別計画について

保健福祉部 福祉課 重層支援係

TEL：0287-53-7156

FAX：0287-23-1389

✉：fukushi@city.ohawara.tochigi.jp

### 防災対策(防災計画・ハザードマップ)について

総合政策部 危機管理課 防災係

TEL：0287-23-1115

FAX：0287-23-8895

✉：kikikanri@city.ohawara.tochigi.jp